

10月から 子ども手当制度が変わります

社会全体で子育てを支えるため、平成22年4月から子ども手当制度が始まりましたが、23年10月以降に金額、支給要件などが変更になります。

これに伴い、現在子ども手当を受給している人でも、10月以降に引き続き受給するためには申請の手続き(認定請求)が必要になります。

9月分まで子ども手当を受給していて認定請求が必要な人へは、11月初旬に認定請求書の用紙を送付しますので申請をしてください。なお、現在受給していない人でも、申請できる場合がありますので、対象になると思う人は申請してください。

※申請者は、父または母で生計の中心となる人です。
※公務員は勤務先での手続きとなります。
※生計の中心となる人が単身赴任などの理由で他市町村に住民登録している場合は、その市町村で手続きしてください。

◆10月以降の制度の概要
①中学校修了前までの子ども(0

歳から15歳になった最初の3月31日までの間にある子ども)が支給対象です。ただし、日本国内に居住していることが条件です。
②子どもが施設に入所している場合は、施設に支給となります。
③支給月額には左表のとおりです。

対象		支給月額
0歳～3歳未満(一律)		15,000円
3歳～ 小学校修了前	第1子・第2子	10,000円
	※第3子以降	15,000円
中学生(一律)		10,000円

※「第3子以降」とは、18歳になって最初の3月31日までの間にある子どもの中で数えます。

④所得制限はありません。
⑤支払いは2月10日(金)10～1月分・6月8日(金)2～3月分)です。
※24年4月分以降については、国の制度が決定するまでは未定です。

問い合わせ

子育て支援課 内線 3472・
3473・3481

木造住宅の耐震診断・耐震改修への助成制度

あなたの家の 耐震診断 しませんか？

問い合わせ・申し込み
建築住宅課

内線 4232・4233

柱の建て入れ(住宅の傾き)検査



耐震診断

昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震化を促進するため、希望者に費用の一部を負担していただき、耐震診断を行います。地震に備え、自宅が大丈夫か調べてみませんか。
▷対象…市内にある次のすべての要件を満たす木造住宅

- ①昭和56年5月31日以前着工のもの
- ②平屋建てまたは2階建ての住宅
- ③木造軸組工法の住宅(枠組壁工法、丸太組工法などでないもの)

▷診断料金…1棟あたり30,000円(市負担27,000円、自己負担金3,000円)

▷実施戸数…残り11戸(先着順)

▷申し込み…平成24年2月13日(月)までに同課へ

耐震改修への助成

地震に強い安全なまちづくりを進めるために、木造住宅の所有者が耐震改修工事を実施する際、市が費用の一部を助成します。

▷対象…次の条件をすべて満たすこと

①北上市木造住宅耐震診断(左記)を行い、評点が1.0未満と診断された住宅

②固定資産税を滞納していない人

③平成24年3月30日(金)までに工事の完了を報告できる人

▷補助金額…耐震改修工事費の2分の1(限度額は60万円)

▷実施戸数…残り4戸(先着順)

▷申し込み…平成24年1月27日(金)までに同課へ

※昭和56年6月1日以降に増築した場合は対象外となる場合がありますので、同課へ確認してください。